

全建事発第 044 号
令和 2 年 6 月 12 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

国土交通省直轄工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省直轄工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、令和 2 年 4 月 21 日付 全建事発第 014 号によりお知らせしたところですが、この度、国土交通省より、通達における解釈について、別紙 1 のとおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、同通知については、国土交通省より地方公共団体に対しても、別紙 2 のとおり参考送付されています。

以 上

(添付資料)

別紙 1：国土交通省通知文（事務連絡）

別紙 2：地方公共団体宛通知文

別紙 3：(参考) 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大
防止対策の徹底について(令和 2 年 4 月 20 日付)

担当：事業部 堤

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

e-mail：jigyo@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡
令和2年6月10日

各建設業者団体事務局等担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

国土交通省直轄工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について

このたび、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととしております。貴職におかれましては、当該取組についてご理解いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が図られるよう、適切な対応をお願いいたします。

また、会員、傘下団体等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

別添

事務連絡
令和2年6月9日

大臣官房	官庁営繕部	各課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約課長	殿
		経理調達課長	殿
	企画部	技術管理課長	殿
	営繕部	計画課長	殿
	港湾空港部	港湾事業企画課長	殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課長補佐	殿
	営繕部	営繕計画課長	殿
各地方航空局	総務部	契約課長	殿
	空港部	土木建築課長	殿
		建築室長	殿
		機械課長	殿
	保安部	技術保安企画調整課長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部	会計課長	殿
	管理調整部	管理課長	殿
国土地理院	総務部	契約課長	殿

大臣官房	地方課公共工事契約指導室	課長補佐
	技術調査課	事業評価・保全企画官
		課長補佐
	公共事業調査室	主査
	官庁営繕部管理課	課長補佐
	官庁営繕部計画課	企画専門官
港湾局	総務課	課長補佐
	技術企画課	課長補佐
航空局	予算・管財室	課長補佐
	航空ネットワーク部空港技術課	課長補佐
	交通管制部交通管制企画課	課長補佐
北海道局	予算課	課長補佐

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和２年４月２０日付け国官総第１２号、国地契第５号、国官技第１９号、国営管第４９号、国営計第９号、国港総第６２号、国港技第９号、国空予管第４７号、国空空技第１３号、国空交企第１２号、国北予第３号。以下「４月２０日通達」という。）に取扱いを定めたところであるが、当該通達の解釈について、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

４月２０日通達１．の実施に当たっては、元請企業のみならず、下請企業等（警備業者等の建設業者以外の企業を含む。以下同じ。）においても、感染拡大防止対策が徹底されるよう、取り組むこと。

また、４月２０日通達２．の実施に当たっては、元請企業が行う感染拡大防止対策に係る費用のみならず、下請企業等が行う同費用についても、受発注者間で協議を行い、必要と認められる場合には、設計変更の対象となることを念頭に対応すること。

以上

事 務 連 絡
令和2年6月10日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

国土交通省直轄工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について（参考）

このたび、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととしております
ので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）
に対しても、周知をお願いします。

別添

事務連絡
令和2年6月9日

大臣官房	官庁営繕部	各課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約課長	殿
		経理調達課長	殿
	企画部	技術管理課長	殿
	営繕部	計画課長	殿
	港湾空港部	港湾事業企画課長	殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課長補佐	殿
	営繕部	営繕計画課長	殿
各地方航空局	総務部	契約課長	殿
	空港部	土木建築課長	殿
		建築室長	殿
		機械課長	殿
	保安部	技術保安企画調整課長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部	会計課長	殿
	管理調整部	管理課長	殿
国土地理院	総務部	契約課長	殿

大臣官房	地方課公共工事契約指導室	課長補佐
	技術調査課	事業評価・保全企画官
		課長補佐
	公共事業調査室	主査
	官庁営繕部管理課	課長補佐
	官庁営繕部計画課	企画専門官
港湾局	総務課	課長補佐
	技術企画課	課長補佐
航空局	予算・管財室	課長補佐
	航空ネットワーク部空港技術課	課長補佐
	交通管制部交通管制企画課	課長補佐
北海道局	予算課	課長補佐

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和２年４月２０日付け国官総第１２号、国地契第５号、国官技第１９号、国営管第４９号、国営計第９号、国港総第６２号、国港技第９号、国空予管第４７号、国空空技第１３号、国空交企第１２号、国北予第３号。以下「４月２０日通達」という。）に取扱いを定めたところであるが、当該通達の解釈について、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

４月２０日通達１．の実施に当たっては、元請企業のみならず、下請企業等（警備業者等の建設業者以外の企業を含む。以下同じ。）においても、感染拡大防止対策が徹底されるよう、取り組むこと。

また、４月２０日通達２．の実施に当たっては、元請企業が行う感染拡大防止対策に係る費用のみならず、下請企業等が行う同費用についても、受発注者間で協議を行い、必要と認められる場合には、設計変更の対象となることを念頭に対応すること。

以上

事 務 連 絡
令和2年4月20日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底について

標記について、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととして
おりますので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いすると
ともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

別添

国官総第 12 号
国地契第 5 号
国官技第 19 号
国营管第 49 号
国营計第 9 号
国港総第 62 号
国港技第 9 号
国空予管第 47 号
国空空技第 13 号
国空交企第 12 号
国北予第 3 号
令和 2 年 4 月 20 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港湾空港部長	殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長	殿
	管理調整部長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）（以下「4月7日通知」という。）のとおり通知しているところであるが、令和2年4月16日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4月7日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月7日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別紙1）」や「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第7号。別紙2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNSの活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注

者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合には、大臣官房公共事業調査室、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室又は大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室へ照会されたい。

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。
人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

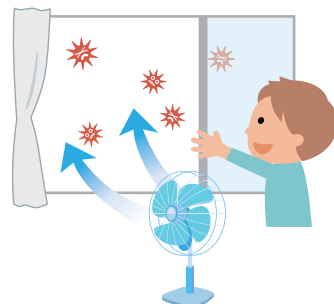


①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・ 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間**程度、**全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・ 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



機械換気がある場合

- ・ 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
(注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・ したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・ しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・ 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・ 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・ 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（**2メートル以上**）を取りましょう。

- スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。



- 飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。



- エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。

- 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

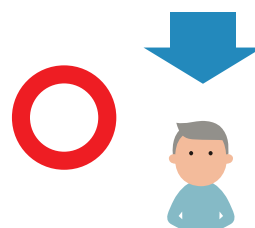


https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHO は「5 分間の会話で 1 回の咳と同じくらいの飛まつ（約 3,000 個）が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
注)「多人数」とは 10 人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。



国土建第7号
令和2年4月17日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が
全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について

内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことを踏まえ、基本的対処方針における事業継続の考え方、感染拡大防止策の徹底、下請負人への配慮、事業者への支援措置等につきまして、下記のとおり改めて通知いたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解頂くとともに、建設工事の現場における「三つの密」の回避等の対策に万全を期すなど、適切な対応をお願いいたします。また、傘下の建設業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 基本的対処方針における事業継続の考え方について

公共工事及び河川や道路などの公物管理は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条の規定に基づいて定められている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更。以下「対処方針」という。）において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言がされた場合においても、事業の継続が求められる事業に位置付けられております。また、対処方針においては、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係（電力、ガス、上下水道等）、家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられます。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日決定）においては、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされております。

今回、緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたところですが、公共工事については、対処方針で示された事業の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協

議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしており、この取扱いを民間工事の発注者にも参考送付しているところです。

工事の継続にあたっては、「2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底」で改めて示したとおり、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底し、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、適切な対応が図られるよう、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付事務連絡）において、手洗い・うがいなどの感染予防対策の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底について適切な対応をお願いしたところではありますが、今般、緊急事態措置の対象地域が全国に拡大されたことを受け、改めて、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスクの着用や手洗い・うがいの励行など、感染予防対策の徹底に努めるとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、宜しく申し上げます。

加えて、建設工事の現場において、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策に一層万全を期す必要があることから、令和2年4月8日付事務連絡のとおり、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策が徹底されるよう、適切な対応に努めていただくことを改めてお願いいたします。

これまでも施工中の建設現場においては、体温測定等による健康管理や作業・打合せ時のマスク着用等、対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場における「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところであり、関係団体のご協力を得て、このたび、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を別添のとおりとりまとめたので、貴職におかれましては、会員企業及び傘下団体等において、これを参考に、建設現場における「三つの

密」の回避等の徹底に努められるよう、会員企業等に周知徹底いただけますようお願いいたします。

なお、施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む。）及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従って、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。

3. 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としての建設工事の一時中止・延期等に際しては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」（令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号）により、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底をお願いしているところです。

今般の緊急事態宣言等を受け、建設工事の一時中止・延期がさらに増えることも考えられますが、その際には、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をしていただくとともに、元請負人と下請負人との間の取引の適正化について更なる徹底が必要です。

国土交通省では、建設工事における元請下請間の取引適正化を推進するため、「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（平成19年6月）を策定するとともに、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているところです。

上記ガイドラインでは、指値発注による不適切な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、正当な理由がない長期にわたる支払保留などの下請負人へのしわ寄せ行為等について、どのような行為が建設業法に違反又は違反するおそれがあるかについて具体的に示しています。

貴職におかれては、傘下の建設業者等に対して、建設工事の一時中止・延期等に伴う変更契約等に際し、元請下請間の取引適正化が図られるよう、改めて上記ガイドライン及び「駆け込みホットライン」の周知を図っていただくとともに、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6により、当該建設工事に従事するすべての下請負人に対して、建設業法の規定に違反しないよう、指導に努めなくてはならない義務があることについて、併せて周知いただくようお願いいたします。

【建設業法令遵守ガイドライン】

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

※ 上記ガイドラインのポイント「建設企業のための適正取引ハンドブック」

<http://www.mlit.go.jp/common/001202625.pdf>

【駆け込みホットライン】

<http://www.mlit.go.jp/common/001330568.pdf>

4. 建設業に係る金融支援事業の活用について

公共工事等については、工事の請負代金債権を譲渡し、債務保証を得て金融機関から借り入れた転貸融資資金を融資する「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化等に配慮いただくようお願いします。

また、公共工事、民間工事を問わず、万が一、元請負人から建設工事の請負代金・賃金等が支払われなかった場合に備え、下請負人が元請建設業者に対して有する債権の支払いをファクタリング会社が保証し、元請負人からの債権回収が困難となった際、保証債務の履行により下請建設業者等に保証金を支払い、下請け代金等債権を保全する「下請債権保全支援事業」の活用を図ることも可能でありますので、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

【下請セーフティネット債務保証事業】

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/safety_leaflet.pdf

【地域建設業経営強化融資制度】

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka/about.html>

【下請債権保全支援事業】

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/leaflet_hozen2019.pdf

5. 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援措置

令和2年4月13日付国総政第2号により、国土交通大臣より新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮を要請したところです。これまでも、工事の一時中止等に際しては、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう、下請負人への十分な配慮等をお願いしているところですが、今後、一時休止等が拡大することにより、資金繰りが悪化するなどの影響も懸念されるところです。

政府としては、過去にない規模となるGDPの2割に当たる事業規模108兆円の経済対策を講じ、特に、事業継続や雇用維持のため、実質無利子・無担保の資金繰り支援策を民間金融機関に拡大するとともに、特に厳しい状況にある中小・小規模事業者等に対する給付金制度の創設、納税や社会保険料の支払い猶予等の措置を講じることとしております。また、雇用調整助成金の特例措置もさらに拡充し、解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、正規、非正規にかかわらず、中小企業は9/10、大企業でも3/4に引き上げるなどの助成率の上乗せや、雇用保険被保険者でない労働者の

休業の対象への追加、申請に係る負担の軽減などの追加措置を実施します。

貴団体におかれましては、これらの施策も活用いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と緊急事態宣言という前例のない状況下において、特に急激な事業変動を受けやすい現場の労働者の雇用の安定を図るため、改めて、以下の事業継続に向けた資金繰り支援や雇用調整助成金の特例措置などを積極的に活用し、従業員の雇用維持に努めていただくよう、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

○資金繰り対策

- ・ 日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の融資枠の拡充、既往債務の実質無利子・無担保債務への借換
- ・ 民間金融機関による実質無利子・無担保融資

○雇用の維持

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大（助成率引き上げ、助成対象の非正規雇用労働者への拡充等）

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度であり、種々の特例を措置

○事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（「持続化給付金（仮称）」）の創設

○税制措置

- ・ 納税の猶予（無担保・延滞税なしで1年間猶予）
- ・ 中小事業者等に対する固定資産税等の減免

以上を含め、下記のホームページに新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策が掲載されておりますのでご活用ください。

【新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

以上

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する 等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 指差し呼称や肩もみ等の接触を伴う活動の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィーカメラによる体温計測



現場



事務所

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での次亜塩素酸水対応の加湿器等の使用 等



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



次亜塩素酸水

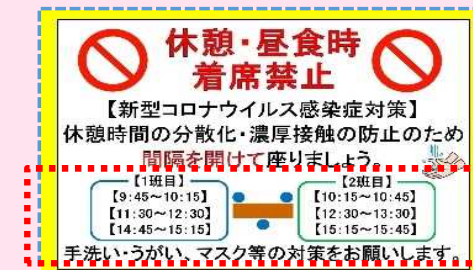
次亜塩素酸水対応の加湿器等を設置

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
 - 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
 - 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
 - 簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止
 - 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等）
- 等



休憩室の窓の常時開放



時間差による休憩時間の分散化



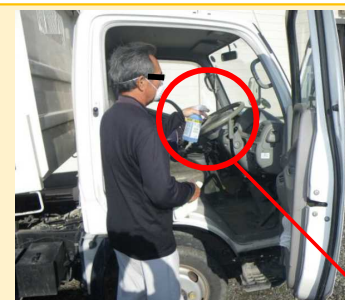
パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
 - 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行
(室内作業や型枠組立、内装工事など)
 - 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
 - 現場と自宅の直行直帰の推奨
 - 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)
- 等



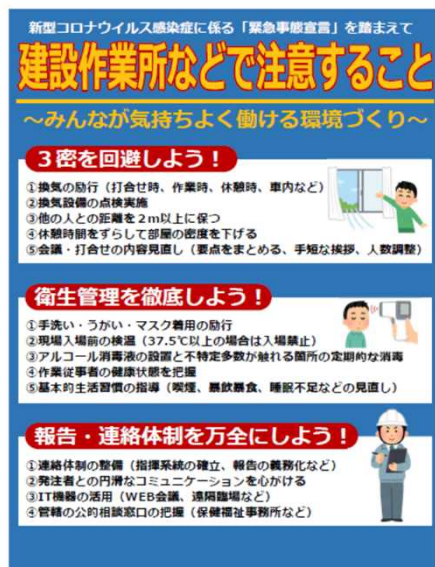
ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



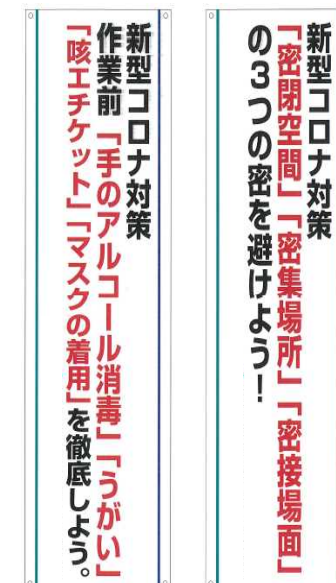
作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

○ 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る



【コロナ感染防止十則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しよう時差出勤
3	マスクは正しく着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告



(((感染症防止 5)))

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろう 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！



朝礼・KY活動における取組・工夫の例



日常健康チェック表						
業者名:						
※体温と体調を確認し記入をお願いします。						
※体調：良好→○、普通→△、不良→×、作業不可能→×						
※体調不良の方は、無理をせず医師の診断を受けてください。						
名前	4/8(月)	4/7(火)	4/8(水)	4/9(木)	4/10(金)	4/11(土)
(記入例)		36.4℃ ○	36.5℃ ○	36.6℃ ○	36.4℃ ○	



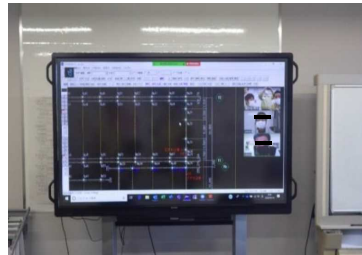
作業員の毎日の体温と体調を
記録・チェック

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時是对人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気

シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用



Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等はできるだけ削減



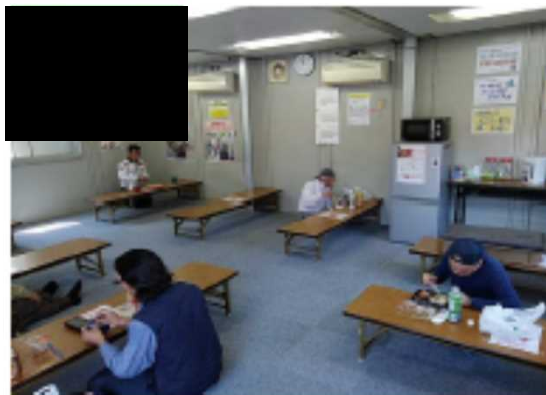
対面で打合せ等を行わざるを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える



現場事務所などにおいて次亜塩素酸水対応の加湿器を使用し空気を殺菌

【建設現場『三つの密』の回避等】

食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保



施工中の空きスペースをオープンエアの休憩所として利用



昼食時はお互い距離をとって食事



手洗い場所はタオルを撤去、ペーパータオルを使用

○その他の例として、

- ・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
- ・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事でも密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



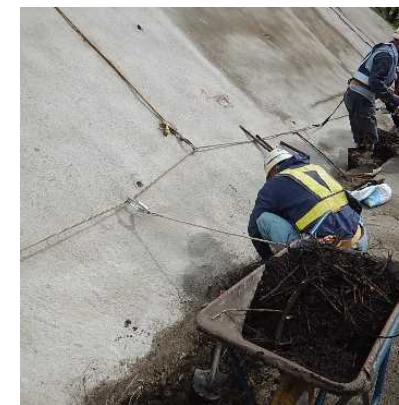
現場移動では同乗を避けて
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時なるべく離隔を確保



現場の手洗い場所の増設



作業時のマスク着用



現場パトロール状況

携帯webカメラで撮影した
現場状況がテレワーク
実施者のPCへ表示



作業場所での手洗い励行



携帯Webカメラ着用状況



テレワークでの現場確認状況

テレワーク中の担当者でも、自宅でPC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

—建設業法違反通報窓口—
駆け込みホットライン

※メールアドレスが変更となりました。



全国
共通

TEL .  0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX.  0570-018-241

(新) E-mail.  hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

国 土 交 通 省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます＞

建設廃棄物の処理費用を一方的に差し引かれた。

120日を超える割引困難な長期手形で下請代金が支払われた。

見積書に記載した法定福利費を一方的に削除された。

口頭契約となっている。

追加工事が発生したが変更契約をしてくれない。

責任が曖昧なままやり直し工事を指示され費用を一方的に負担させられた。

一括下請負が行われている。

工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

検索

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望めます。

1. 通報される方の情報

(匿名による通報も可能です)

氏 名			
住 所			
電 話 番 号		E-mail	

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	
そ の 他	

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	